- (登録の取消し)
- 第二十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録の全部又は一部を取り消すことができる。 登録生産者団体が次のいずれかに該当するとき。
- 生産者団体に該当しなくなったとき。
- 前条の規定による命令に違反したとき。 第十三条第一項第一号口 (①に係る部分に限る。)に該当するに至ったとき
- 受けたとき。 不正の手段により第六条の登録又は第十五条第一項若しくは第十六条第一項の変更の登録を
- 登録に係る特定農林水産物等が第十三条第一項第三号イに該当するに至ったとき
- 第十三条第二項各号に規定する商標権者又は専用使用権者が同項各号に規定する承諾を撤回し登録に係る特定農林水産物等の名称が第十三条第一項第四号イに該当するに至ったとき。
- 掲げる事項」とあるのは「登録番号、取消しをしようとする理由」と、同条第二項中「前条第一項 るものとする。 三条第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十二条第一項第二号及び第三号」と読み替え の申請書並びに同条第二項第一号」とあるのは「前条第二項第一号」と、第十一条第一項中「第十 る登録の取消しについて準用する。この場合において、第八条第一項中「第十三条第一項 (第一号 に係る部分に限る。)の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項第一号から第八号までに 第八条、第九条及び第十一条の規定は、前項 (第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定によ
- 物等登録簿につき、 農林水産大臣は、 その登録の全部又は一部を消除しなければならない。 第一項の規定による登録の全部又は一部の取消しをしたときは、 特定農林水産
- の取消しに係る登録生産者団体に通知するとともに、公示しなければならない 農林水産大臣は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除したときは、その旨を、当該登録 第四章

(公示の方法)

官

第二十三条 この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うも

(報告及び立入検査) 前項の公示に関し必要な事項は、農林水産省令で定める

水曜日

- 第二十四条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録生産者団体、生産業者そ 事業所、倉庫、ほ場、工場その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは農林水産物等、その原料、 の他の関係者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、 帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 なければならない。 関係人にこれを提示
- 第二十五条 何人も、第三条第二項又は第四条の規定に違反する事実があると思料する場合には、農 (農林水産大臣に対する申出)

平成26年6月25日

2

- 林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求 めることができる。
- 事実であると認めるときは、第五条又は第二十一条に規定する措置その他の適切な措置をとらなけ、農林水産大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が ればならない
- 第二十六条。この法律に規定する農林水産大臣の権限は、 部を地方支分部局の長に委任することができる。 農林水産省令で定めるところにより、

その

- (農林水産省令への委任)
- 第二十七条。この法律に定めるもののほか、 必要な事項は、農林水産省令で定める。 この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関
- 第二十八条 第五条 (第一号に係る部分に限る。)の規定による命令に違反した者は、 若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 五年以下の懲役
- 第二十九条 第五条 (第一号に係る部分を除く。)の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役 又は三百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十一条第四項 (第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二条第二項において準用す る場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして生産行程管理業務規程の変更をした 第十七条第一項又は第二十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして生産行程管理業務の休止をした者 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による
- て同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法第三十二条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項におい 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、
- 第二十八条 三億円以下の罰金刑
- 第二十九条 一億円以下の罰金刑 前条 同条の罰金刑
- 2 行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に、法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 関する法律の規定を準用する。 (施行期日)

する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

- 第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 その結
- 第三条 この法律の施行の日が食品表示法 (平成二十五年法律第七十号)の施行の日前である場合に 化等に関する法律」とあるのは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」とする。は、同日の前日までの間における第三条第二項の規定の適用については、同項中「農林物資の規矩 (商標法の一部改正) 同日の前日までの間における第三条第二項の規定の適用については、同項中「農林物資の規格
- 第四条商標法の一部を次のように改正する。
- 第二十六条に次の一項を加える。
- 3 ない場合に限る。 商標権の効力は、 次に掲げる行為には、 及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされ
- 理的表示」という。)を付する行為 装に特定農林水産物等名称保護法第二条第三項に規定する地理的表示(以下この項において 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (平成二十六年法律第八十四号。以下この項に いて「特定農林水産物等名称保護法」という。)第三条第一項の規定により商品又は商品の包 地